

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

1. 事業者の概要

事業者（法人）名	日本プライベート看護株式会社
代表者	代表取締役 伊藤 一弘
所在地	〒108-0071 東京都港区白金台1-1-45 4F
電話番号・FAX	TEL：03-5475-7757 FAX：03-5475-7758
事業内容	訪問看護
法人の沿革	平成25年10月に設立
法人が所有する事業所の種類・数	訪問看護ステーション×2

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション ナースであんしん湘南		
所在地	〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂4-5-1-102		
電話番号・FAX	TEL：0466-35-1050 FAX：050-3512-3085		
事業所番号	1462290716	指定取得日	令和2年8月1日
ステーションコード	2290716	指定取得日	令和2年8月1日
管理者名	大慈 めぐみ		
事業の目的	適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を含め、事業所の訪問看護師、理学療法士、作業療法士（以下、「訪問看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。		
運営の方針	関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、要介護者等の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、適切な訪問看護、介護予防を提供する。		
第三者評価の実施状況	3年に1度実施予定		
研修の実施状況	年10回の研修実施		

3. 事業所の職員体制

単位：名

職 種	常勤	非常勤	資格等	業務内容
管理者	1	－	看護師	介護従事者及び業務の管理
訪問看護師	常勤換算 2.5名以上 (内常勤1名以上)	－	看護師 准看護師	看護師・准看護師の免許を有する者が実施可能な業務
理学療法士	1名以上	－	理学療法士	理学療法士の免許を有する者が実施可能な業務
作業療法士	－	－	作業療法士	作業療法士の免許を有する者が実施可能な業務
事務員	－	－	－	事務処理

4. 事業の実施地域

実施地域	藤沢市一部地域（辻堂、辻堂西海岸、辻堂東海岸、辻堂元町、辻堂太平台、辻堂神台、辻堂新町、羽鳥、城南、稲荷、藤沢、藤沢本町、本藤沢、花の木、みその台、白幡、大鋸、西富、朝日町、藤が岡、弥勒寺、鵜沼神明、鵜沼、本鵜沼、鵜沼海岸、鵜沼松が岡、鵜沼藤が谷、鵜沼桜が岡、鵜沼橘、鵜沼花沢町、鵜沼石上、鵜沼東、南藤沢、川名、片瀬山、片瀬目白山、片瀬、片瀬海岸、江の島） 茅ヶ崎市一部地域（赤松町、本宿町、代官町、小和田、小桜町、浜竹、松波、出口町、ひばりが丘、旭が丘、美住町、松が丘、平和町、富士見町、常盤町、緑が浜、汐見台、浜須賀、白浜町、菱沼海岸、若松町、東海岸北、東海岸南、幸町）
------	---

※ 介護保険の場合：上記地域内での交通費は基本サービス料金に含まれています。上記地域以外でサービスを実施、公共交通機関・自動車での移動の場合、交通費をいただきます。

※ 医療保険の場合：公共交通機関・自動車での移動の場合、交通費をいただきます。

5. 営業日時

平日営業時間	8:30～17:30（サービス提供時間 8:30～17:30）
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/30～1/3）
休日の緊急連絡方法	緊急連絡用電話にて対応

6. サービスの内容について

(1) 医師の指示に基づき、訪問看護計画・介護予防計画を立て、サービスを実施します。

① 療養上の世話（清拭の援助、排せつの援助、食事の援助等）

② 病状、障害の看護、医師への報告

③ 医師の指示の下に行う診療の補助

（点滴、注射、褥瘡の予防、処置、経管栄養、カテーテル等の管理、痛みの管理、その他の指示による医療処置等）

④ リハビリテーション

⑤ 医療器具装置中の観察、管理、指導

⑥ 終末期・認知症の看護

⑦ 家族支援（家族に対しての相談、助言等）

⑧ 療養生活や介護方法の指導

⑨ サービスに必要な記録の入力・記載

⑩ 他のサービス事業所との連携、調整

(2) 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画については利用者または家族に説明し、同意を頂きます。

また、計画書は利用者様に交付します。

(3) サービスの提供に当たっては、指示の医療機関と連携し、状態の改善、維持もしくは悪化の予防に努め、適切にサービスを提供します。

7. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師等

サービス提供にあたっては、複数の訪問看護師等が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問看護員の交替

① 利用者から交替の申し出

選任された訪問看護員の交替を希望する場合には、当該訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師等の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問看護師等の指名はできません。

② 事業者からの訪問看護師等の交替

事業者の都合により、訪問看護師等を交替することがあります。

訪問看護師等を交替する場合は、利用者及びそのご家族等に対してサービス利用の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以上の禁止

利用者は「6.サービス内容について」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② サービスの実施に関する指示・命令

すべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要となる備品等及び水道・ガス・電話等の費用は利用者にご負担いただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問看護師等の禁止事項

訪問看護師等は、利用者に対するサービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

① 利用者もしくはその家族に対して行う物品等の授受

② 飲酒及び喫煙

③ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

④ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

8. サービス利用料金・加算及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

9. サービス利用のキャンセルについて

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

● 連絡先：0466-35-1050

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前営業日正午までにご連絡ください。前営業日の正午までにキャンセルの連絡がなかった場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承下さい。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

● **キャンセル料金：基本料金の自己負担額分 + 2,000円**

10. 利用料金、その他の費用のお支払方法

利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、請求いたします。

請求書は毎回のサービス提供の明細書を添えて、お渡し致します。毎回のサービス実施記録の利用者控えと照合の上、利用月の翌月20日（ウの場合は27日）までに下記のいずれかの方法でお支払いください。入金確認後、領収書を発行いたしますので大切に保管してください。

☐ ア.現金支払い , ☐ イ.事業者指定口座への振り込み , ☐ ウ.口座振替

金融機関	三菱UFJ銀行	支店名	五反田支店
預金種別	普通	口座番号	0349780
口座名義	日本プライベート看護株式会社		

11. 情報提供の制限

利用者本人又はご家族・法定代理人以外への情報提供はできません。情報提供の請求には、本人又はご家族・法定代理人であることを証明する書類が必要です。

情報提供することで、本人や第三者の権利利益を害するおそれのある場合は、例外的にその全部又は一部について開示しない事があります。

例外として利用者本人の同意を得ずに、下記の情報共有をする場合があります。

- ① 検査等の業務を委託する場合の情報提供
- ② 外部審査機関への情報提供
- ③ 特定の機関（病院等）との情報共有

12. 個人情報の保護について

利用者等の個人情報を適切に取り扱うことを重大な責務と考え、保有する個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めます。また、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

- ① 従業員は正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ利用者もしくはご家族からの文章による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

事業所が委託をする医療・介護関係事業所は、業務委託にあたり個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業所を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し委託先への適切な監督をします。

1 3. サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

当事業所のサービスに関する苦情・相談については、次の窓口で対応致します。

所在地	訪問看護ステーション ナースであんしん湘南 神奈川県藤沢市辻堂4-5-1-102
電話番号	0466-35-1050 （受付時間9:00～17:00）
FAX番号	050-3512-3085
担当者	大慈 めぐみ
その他	苦情・相談については、管理者及び担当訪問看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず苦情相談記録表を作成し、担当者に引継ぎます。

※ その他、お住まいの市区町村及び神奈川県国民健康保険団体連合会に対しても苦情申し立てができます。

神奈川県苦情相談窓口一覧（別紙）

1 4. 緊急時の対応方法

- (1) 利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 5. 記録の保管について

(1) 用紙で保管する場合

- ・ 鍵のかかる保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入し保管します。
- ・ 保管期間はサービス提供終了から2年間、医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管をします。
- ・ 記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付が本人または家族・法定代理人に限り可能です。
- ・ 保管期間が終了した書類についてはシュレッダーにかけた上で破棄します。

(2) 電子媒体で保管する場合

- ・ 利用者のデータを保存するパソコンは、ログイン時にパスワードを求めるセキュリティを設定し、利用者のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行えないようにします。
- ・ データの閲覧・利用に関して、データアクセス時にパスワードを要求する等のセキュリティを設定し、許可された者のみがアクセスできるようにします。
- ・ 外部へのデータの持ち出しは禁止し、保管期間が終了したデータはパソコンより消去します。

1 6. 虐待について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：大慈 めぐみ

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

17. 契約の解約・終了

- (1) 契約は有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には契約終了を希望する日の10日前までに事業所に報告することにより、この契約を解約することができます。
- (2) 事業者からの解約は、次項の場合を除くやむを得ない場合のみとし10日以上予告期間をもって文章により理由を通知します。この場合には、事業者は居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。
- (3) 利用者・ご家族等から事業所の訪問看護師等に対し、暴言・暴力行為ならびにセクハラ行為等があった場合にはその言動・行為があった時点で即時解約とし、サービス提供を終了します。

18. 損害賠償

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

上記の内容について「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、説明を行いました。

訪問看護料金表【介護保険（訪問看護・介護予防訪問看護事業所）】

藤沢市（4級地）： 10.84 円

法定代理受領の場合:下記金額の1割・2割又は3割。但し、利用者負担の減免、公費負担がある場合等は、その負担額による。

(非課税)

内容		単位数	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割) □	利用者負担額 (2割) □	利用者負担額 (3割) □	
訪問看護の場合	20分未満	314	¥3,403	¥341	¥681	¥1,021	□
	30分未満	471	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532	□
	30分以上60分未満	823	¥8,921	¥893	¥1,785	¥2,677	□
	60分以上90分未満	1,128	¥12,227	¥1,223	¥2,446	¥3,669	□
理学療法士等による 訪問看護の場合	1回	294	¥3,186	¥319	¥638	¥956	□
	2回	588	¥6,373	¥638	¥1,275	¥1,912	□
	3回	795	¥8,617	¥862	¥1,724	¥2,586	□
介護予防 訪問看護の場合	20分未満	303	¥3,284	¥329	¥657	¥986	□
	30分未満	451	¥4,888	¥489	¥978	¥1,467	□
	30分以上60分未満	794	¥8,606	¥861	¥1,722	¥2,582	□
	60分以上90分未満	1,090	¥11,815	¥1,182	¥2,363	¥3,545	□
理学療法士等による介護 予防訪問看護の場合	1回	284	¥3,078	¥308	¥616	¥924	□
	2回	568	¥6,157	¥616	¥1,232	¥1,848	□

注 訪問看護・介護予防訪問看護の場合、上記時間には記の入力・記載の時間を含む

注 理学療法士等による介護予防訪問介護の場合利用開始月から12月超の場合

1回につき5単位又は15単位を減算

注 准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10%減

注 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

上記単位数の25%増

注 深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の50%増

*利用者負担額の算出方法

1ヶ月のサービス合計単位数×10.84円＝〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×(1－負担割合)(1円未満切り捨て))＝□□円(利用者負担額)

※（負担割合）は利用者の負担割合（1割・2割・3割）

(算出例)

・1ヶ月のサービス合計単位数が 1,005単位

・利用者の負担割合が 1割

の場合

1,005単位 × 10.84円 = ①10,894円(10,894.2の0.2円を切り捨て)

10,894円×(1-0.1) = ②9,804円(9,804.6の0.6円を切り捨て)

①10,894円－②9,804円 = 1,090円(利用者負担額)

介護保険での訪問看護サービスに係る加算

○ 初回加算Ⅰ [350単位] ☐

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合に加算されます。

※ 要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

○ 初回加算Ⅱ [300単位] ☐

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。

※ 要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

○ 特別管理加算 ☐

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ） 500単位	特別管理加算（Ⅱ） 250単位
在宅麻薬等注射指導管理	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理
在宅腫瘍化学療法注射指導管理	在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅強心剤持続投与指導管理	自宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理
在宅気管切開患者指導管理	在宅持続腸圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理
気管カニューレの使用	在宅肺高血圧症患者指導管理
留置カテーテルの使用	人工肛門、人工膀胱を設置している状態
	真皮を超える褥瘡の状態
	点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

○ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） [600単位] ☐

緊急時の連絡があった場合、利用者・家族等に対する24時間連絡体制を取り必要に応じて緊急時訪問を行います。24時間連絡体制にある場合に1月に1回加算されます。

医療保険利用時に緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

○ 退院時共同指導加算 [600単位] ☐

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

○ 看護・介護職員連携強化加算 [250単位] ☐

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合（介護予防は対象外）に加算されます。

○ ターミナルケア加算 [2500単位/死亡月] ☐

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日時前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

○ 長時間訪問看護加算 [300単位] ☐

特別管理加算の対象となる利用者に対して、90分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が90分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

○ **複数名訪問加算**

- a. 看護師等複数名の場合 [30分未満：254単位,30分以上：402単位] ☐
- b. 看護師等と看護補助者の複数名の場合 [30分未満：201単位,30分以上：317単位] ☐

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数名が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、セクハラなどの迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

○ **早朝・夜間・深夜の訪問加算** [早朝・夜間：25%加算、深夜：50%加算] ☐

早朝・夜間（午前6時～午前8時または午後6時～午後10時）

深夜（午後10時～午前6時）

- ① 早朝・夜間・深夜の訪問看護は、夜間および早朝、または深夜に計画的な訪問看護を行った場合に算定します。
- ② 1か月以内の2回目以降の夜間帯の緊急時訪問を行った場合、2回目から算定します。

○ **専門管理加算** [250単位/月] ☐

緩和ケア、褥瘡ケア又は人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に加算されます。

○ **口腔連携強化加算** [50単位/月] ☐

口腔の健康状態の評価を看護師等が実施した利用者の同意を得て歯科医療機関とケアマネージャーに口腔の健康状態の評価結果の情報を提供した場合に加算されます。

訪問看護料金表【医療保険】

後期高齢者(75歳以上)			1割，現役並み所得者の方は3割	☐
健康保険	国民健康保険	高齢受給者(70歳～74歳)	2割，現役並み所得者の方は3割	☐
		一般(70歳未満)	3割，6歳未満は2割	☐

● 訪問看護基本療養費（1日につき）

1. 訪問看護基本療養費（Ⅰ）		(2) 週4日目以降		
イ 保健師、助産師、看護師による場合				
(1) 週3日目まで	5,550円	(2) 週4日目以降	6,550円	☐
ロ 准看護師による場合				
(1) 週3日目まで	5,050円	(2) 週4日目以降	6,050円	☐
ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合				
(1) 週3日目まで	5,550円	(2) 週4日目以降	5,550円	☐
ニ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合			12,850円	☐
2. 訪問看護基本療養費（Ⅱ）				
イ 保健師、助産師、看護師による場合				
(1) 同一日に2人				
① 週3日目まで	5,550円	② 週4日目以降	6,550円	☐
(2) 同一日に3人以上				
① 週3日目まで	2,780円		3,280円	☐
ロ 准看護師による場合		② 週4日目以降		
(1) 同一日に2人				
① 週3日目まで	5,050円	② 週4日目以降	6,050円	☐
(2) 同一日に3人以上				
① 週3日目まで	2,530円	② 週4日目以降	3,030円	☐
ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合				
(1) 同一日に2人				
① 週3日目まで	5,550円	② 週4日目以降	5,550円	☐
(2) 同一日に3人以上				
① 週3日目まで	2,780円		2,780円	☐
ニ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合			12,850円	☐
3. 訪問看護基本療養費(Ⅲ)			8,500円	☐

● 訪問看護管理療養費

1. 月の初日の訪問の場合			
イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1		12,400円	☐
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2		9,400円	☐
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3		8,400円	☐
ニ イからハまで以外の場合		7,400円	☐
2. 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）			
訪問看護管理療養費Ⅰ		3,000円	☐
訪問看護管理療養費Ⅱ		2,500円	☐

医療保険での訪問看護サービスに係る加算

○ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

- ① 特別管理加算（Ⅰ）（重症度が高い）〔5,000円/月〕 ☐
- ・ 在宅悪性腫瘍患者指導管理
 - ・ 在宅気管切開患者指導管理
 - ・ 気管カニューレを使用している状態
 - ・ 留置カテーテルを使用している状態
- ② 特別管理加算（Ⅱ）〔2,500円/月〕 ☐
- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理
 - ・ 在宅酸素療法指導管理
 - ・ 在宅人工呼吸指導管理
 - ・ 在宅肺高血圧症患者指導管理
 - ・ 在宅血液透析指導管理
 - ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理
 - ・ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
 - ・ 在宅自己導尿指導管理
 - ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - ・ 在宅自己疼痛指導管理
 - ・ 人工肛門、人口膀胱の設置
 - ・ 真皮を超える褥瘡
 - ・ 在宅患者訪問点滴注射管理指導

○ 24時間対応体制加算（Ⅰ）〔6,800円/月〕 ☐

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にある場合（指定訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る）に1ヶ月に1回加算されます。

医療保険ご利用で緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

○ 緊急訪問看護加算〔（Ⅰ）14日目まで2,650円/1日（Ⅱ）15日目以降は2,000円/1日〕 ☐

医療保険ご利用で、主治医から指示を受けて行う計画外の訪問、または利用者の主治医が対応していない夜間等緊急訪問を行うと緊急訪問看護加算が加算されます。

○ 退院時共同指導加算〔8,000円/初回訪問時〕 ☐

病院、診療所を退院又は介護老人施設を退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

○ 特別管理指導加算〔2,000円〕 ☐

特別管理加算対象の方で、退院時共同指導加算を行った場合に加算されます。

○ 退院支援指導加算〔6,000円/退院日翌日以降の初回訪問時〕 ☐

診療により退院時当日の訪問看護が必要であると認められた場合には、退院日に訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

○ 退院支援指導加算（長時間90分以上）〔8,400円/退院日翌日以降の初回訪問時〕 ☐

診療により退院時当日の訪問看護が必要であると認められ、厚生労働大臣が定める長時間（90分以上又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合）の訪問を要する方に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

- **長時間訪問看護加算** 〔5,200円/回〕 □
 特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。
- **サービス提供体制強化加算** □
 勤続年数3年以上の職員を30%以上配置など、条件を満たしている場合。1回の訪問看護につき加算されます。
- **複数名訪問看護加算** □
 同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの保健師・助産師・看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て指定訪問看護を行った場合、次に掲げる区分に従い1日につきいずれかを所定額に加算します。但し、イ）又はロ）の場合は週1日を、ハ）の場合には週3日を限度として加算されます。
- イ 看護職員が他の看護師等（准看護師を除く）と同時に指定訪問看護を行う場合 〔4,500円/1回〕
- ロ 看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合 〔3,800円/1回〕
- ハ 看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合 〔3,000円/1回〕
 （別に厚生労働大臣が定める場合を除く）
- ニ 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合 〔3,000円〕
 （別に厚生労働大臣が定める場合を除く）
- ① 1日に1回の場合 〔3,000円〕
- ② 1日に2回の場合 〔6,000円〕
- ③ 1日に3回以上の場合 〔10,000円〕
- **夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算** □
 ・ 夜間（午後6時～午後10時まで） 〔2,100円/回〕
 ・ 早朝（午前6時～午前8時まで） 〔2,100円/回〕
 ・ 深夜（午後10時～翌6時まで） 〔4,200円/回〕
 利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合にそれぞれを1日1回ずつ加算されます。
- **難病等複数回訪問加算** 〔1日2回訪問4,500円、1日3回訪問8,000円〕 □
 難病等複数回訪問加算は、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示期間の利用者に対して、必要に応じて、1日2回または3回以上訪問した場合に加算されます。
- **緊急訪問看護加算** 〔2,650円/日1回に限り〕 □
 緊急訪問看護加算は、利用者・家族等の求めに応じて診療所または在宅療養支援病院に主治医の指示により緊急の訪問を行った場合に加算されます。

- **在宅患者連携指導加算** 〔3,000円/月1回に限り〕 □
 利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文章等により情報共有を行い、看護師等（准看護を除く）がそれぞれを踏まえた療養上の指導を行った場合月1回に限り加算されます。
- **在宅患者緊急時カンファレンス加算** 〔2,000円/月2回に限り〕 □
 在宅療養を行い利用者の状態の急変に伴い、在宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、その医師、訪問診療等をしている歯科医師や薬局の薬剤師、介護支援専門員と訪問看護師等（准看護師を除く）と共同で利用者宅を訪問し、カンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に加算されます。
- **看護・介護職員連携強化加算** 〔2,500円/月1回に限り〕 □
 看護師又は准看護師が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録を受けた登録喀痰吸引等事業者又は同法附則第20条第1項の登録を受けた登録特定行為事業者と連携し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為が円滑に行われるよう、喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合に加算されます。
- **訪問看護情報提供療養費** 〔1,500円/月〕 □
 利用者の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文章を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。
 主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス（入浴、洗濯等のサービスを含む）等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。
- **訪問看護ターミナルケア療養費**
 ① 訪問看護ターミナルケア療養費1 〔25,000円〕 □
 在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）。
- ② 訪問看護ターミナルケア療養費2 〔10,000円〕 □
 在宅以外で死亡し、取り介護加算等を算定している利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。
- **遠隔指導診断補助加算** 〔1,500円〕 □
 情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合、所定額に加算されます。
- **専門管理加算** 〔2,500円/月〕 □
 緩和ケア、褥瘡ケア又は人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に加算されます。

訪問看護料金表【自費（保険外）】

● 時間単価

(外税)

内容		料金
訪問看護の場合	120分までで終了の場合 60分あたり	10,000円
	120分を超えて終了の場合 60分あたり	8,000円
理学療法士等による訪問の場合	リハビリ 20分	3,500円
	リハビリ 40分	7,000円
	リハビリ 60分	10,000円

- * 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合 上記単位数の25%増
- * 深夜（22:00～6:00）の場合 上記単位数の50%増
- * 土日祝日の場合 スタッフの最寄り駅～業務実施場所の往復交通費実費を請求

その他 料金表

(外税)

内容		料金	
交通費			
医療保険の場合	公共交通機関を利用して移動する場合	往復分の公共交通機関利用料金	
	自動車を使用する場合	1回につき300円	
	緊急時深夜等で タクシーを使用しなければならない場合	タクシー料金	
介護保険・実施地域外の場合	公共交通機関を利用して移動する場合	往復分の公共交通機関利用料金	
	自動車を使用する場合 (実施地域を超えた地点から)	片道1km毎に10円	
医療保険で緊急時深夜等の場合	タクシーを使用しなければならない場合	タクシー料金	
自費（保険外）の場合	公共交通機関を利用して移動する場合	往復分の公共交通機関利用料金	
	自動車を使用する場合	1回につき500円	
	タクシーを使用しなければならない場合	タクシー料金	
受診同行	平日（年末年始12/30～1/3を除く）の 営業時間内	1回（60分）8,000円 延長15分毎に+2,000円	交通費は別途
	上記平日以外（土日祝日年末年始）の全日 又は上記平日の営業時間外	上記訪問看護料金表【自費（保険外）】の時間単価料金	
死後の処置（エンゼルケア）	亡くなられた後のお清め料と処置材料費	20,000円	
医療保険で土日・祝・年末年始（12/30～1/3）にサービスを利用した場合		+1,000円/回	
キャンセル料			
医療保険、介護保険の場合	サービス利用日の前日12:00以降のご連絡 但し、利用者様の容態急変等、緊急で やむを得ない事情がある場合を除く	訪問毎	自己負担分 + 2,000円
自費（保険外）の場合	サービス利用日の前日12:00以降の中止の ご連絡	業務予定にかかる 合計見込金額100%	

●介護保険に関する市(区)町村等の苦情相談窓口一覧

①市(区)町村の苦情・相談窓口

令和6年4月1日現在

市(区)町村	担当課	電話番号	市(区)町村	担当課	電話番号
横浜市(本庁)	介護事業指導課	☎045(671)3461	相模原市	介護保険課	☎042(707)7058
	高齢施設課	☎045(671)3923	横須賀市	介護保険課	☎046(822)8253
鶴見区	高齢・障害支援課	☎045(510)1770	平塚市	介護保険課	☎0463(21)8790
神奈川区	高齢・障害支援課	☎045(411)7019	鎌倉市	介護保険課	☎0467(61)3950
西区	高齢・障害支援課	☎045(320)8491	藤沢市	介護保険課	☎0466(50)8270
中区	高齢・障害支援課	☎045(224)8163	小田原市	高齢介護課	☎0465(33)1827
南区	高齢・障害支援課	☎045(341)1138	茅ヶ崎市	介護保険課	☎0467(81)7164
港南区	高齢・障害支援課	☎045(847)8495	逗子市	高齢介護課	☎046(873)1111
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	☎045(334)6394	三浦市	高齢介護課	☎046(882)1111
旭区	高齢・障害支援課	☎045(954)6061	秦野市	高齢介護課	☎0463(82)9616
磯子区	高齢・障害支援課	☎045(750)2494	厚木市	介護福祉課	☎046(225)2240
金沢区	高齢・障害支援課	☎045(788)7868	大和市	介護保険課	☎046(260)5170
港北区	高齢・障害支援課	☎045(540)2325	伊勢原市	介護高齢課	☎0463(94)4722
緑区	高齢・障害支援課	☎045(930)2315	海老名市	介護保険課	☎046(235)4953
青葉区	高齢・障害支援課	☎045(978)2479	座間市	介護保険課	☎046(252)7719
都筑区	高齢・障害支援課	☎045(948)2313	南足柄市	高齢介護課	☎0465(73)8057
戸塚区	高齢・障害支援課	☎045(866)8452	綾瀬市	高齢介護課	☎0467(70)5636
栄区	高齢・障害支援課	☎045(894)8547	葉山町	福祉課	☎046(876)1111
泉区	高齢・障害支援課	☎045(800)2436	寒川町	高齢介護課	☎0467(74)1111
瀬谷区	高齢・障害支援課	☎045(367)5714	大磯町	福祉課	☎0463(61)4100
川崎市(本庁)	高齢者事業推進課	☎044(200)2910	二宮町	高齢介護課	☎0463(71)5348
川崎区	高齢・障害課	☎044(201)3282	中井町	健康課	☎0465(81)5546
大師地区健康福祉ステーション	高齢・障害担当	☎044(271)0161	大井町	福祉課	☎0465(83)8024
田島地区健康福祉ステーション	高齢・障害担当	☎044(322)1996	松田町	福祉課	☎0465(83)1226
幸区	高齢・障害課	☎044(556)6689	山北町	保険健康課	☎0465(75)3642
中原区	高齢・障害課	☎044(744)3136	開成町	福祉介護課	☎0465(84)0316
高津区	高齢・障害課	☎044(861)3269	箱根町	福祉課	☎0460(85)7790
宮前区	高齢・障害課	☎044(856)3238	真鶴町	健康長寿課	☎0465(68)1131
多摩区	高齢・障害課	☎044(935)3187	湯河原町	介護課	☎0465(63)2111
麻生区	高齢・障害課	☎044(965)5146	愛川町	高齢介護課	☎046(285)6938
			清川村	子育て健康福祉課	☎046(288)3861

②市の相談(事業者の指定に関する内容)窓口

市	担当課	内容	電話番号	市	担当課	内容	電話番号
横浜市	介護事業指導課	居宅サービス	☎045(671)3413	相模原市	福祉基盤課	全サービス	☎042(769)9226
		地域密着型サービス	☎045(671)3466				
	高齢施設課	施設 特養・老健	☎045(671)3923	横須賀市	指導監査課	施設系	☎046(822)8162
		サービス 特定施設	☎045(671)4117		施設介護サービス担当	地域密着型サービス	
川崎市	高齢者事業推進課	訪問介護等	☎044(200)2469		指導監査課		
		通所介護等	☎044(200)2544		居宅介護サービス担当	居宅系	☎046(822)8393
		施設サービス	☎044(200)2633				

③神奈川県の相談(②の地域以外の事業者の指定に関する内容等)窓口

県	担当課	電話番号(代表)	事業者の指定	担当グループ	内線番号
神奈川県	高齢福祉課	☎045(210)1111	事業者の指定(居宅(特定施設・短入生・短入療を除く))	在宅サービスグループ	4841
			事業者の指定(特養・居宅(短入生))	福祉施設グループ	4851
			事業者の指定(老健等・居宅(特定施設・短入療))	保健・居住施設グループ	4856



受けよう特定健診 健康づくりのスタートライン!

国保連合会の
苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係
〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1
☎045-329-3447 受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

発行 令和6年8月

その他市区町村:

市区町村	担当課	電話番号